# 三原市ＵＩＪターン人材獲得支援業務（都市圏からの人材呼び戻し事業）
# 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、三原市ＵＩＪターン人材獲得支援業務（都市圏からの人材呼び戻し事業）を委託するに当たり、実効性が高いと思われる企画提案を行った者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 第１　委託業務概要

### １　業務名

三原市ＵＩＪターン人材獲得支援業務（都市圏からの人材呼び戻し事業）（以下「本業務」という。）

### ２　目的

三原市、三原商工会議所、三原臨空商工会及び三原公共職業安定所で構成する労働力導入促進総合企画会議「Ｊデスクみはら」は、就職支援会社等が持つ知識・経験を活用して、都市圏等に在住するＵＩＪターン就職希望者への情報発信力の強化、また、市内中小企業への就職促進を図ることにより、地域経済を支える人材を三原市へ還流させることを目的とする。

### ３　業務の内容

三原市ＵＩＪターン人材獲得支援業務（都市圏からの人材呼び戻し事業）仕様書のとおり

### ４　委託期間

契約締結日から令和７年３月 31 日（月）まで

### ５　委託経費上限額

３，３００，０００円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

## 第２　プロポーザルに関する事項

### １　参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。

(3) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続の開始の申立

てがなされていない者であること。

(4) 市税等を滞納していないこと。

2　実施スケジュール（予定）

令和６年９月５日（木）　募集公告（書類提出、質問受付開始）

９月 17 日（火）参加表明書等の提出期限（12 時まで）

９月 20 日（金）質問書の提出期限（12 時まで）

９月 27 日（金）企画提案書等の提出期限（12 時まで）

10 月２日（水）　プレゼンテーション審査

10 月４日（金）　結果通知

3　参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和６年９月 17 日（火）12 時まで［必着］

(2) 提出先

三原市経済部商工振興課（詳細は第５「書類等提出及び問合せ先」に記載）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く８時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要書（様式第２号）

ウ　関連業務実績書（様式第３号）

エ　添付資料（該当者のみ）

(ｱ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(ｲ) 印鑑証明書（写し可）

(ｳ) 決算書の写し（財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書の直近１年分）

(ｴ) 市税の納税証明書（写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要）

※該当者：令和５・６年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿、令和６・７・８年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれにも登載されていない者。

4　企画提案書等

(1) 提出期限

令和６年９月 27 日（金）12 時まで［必着］

(2) 提出先

三原市経済部商工振興課（詳細は第５「書類等提出及び問合せ先」に記載）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く８時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出書類

ア　見積書　　８部（正本１部、副本７部）

※様式は任意とするが、合計金額のみでなく業務ごとの内訳も明記すること。

イ　企画提案書　８部（正本１部、副本７部）

※企画提案書の様式は任意とするが、原則Ａ４判綴じとする。Ａ３判も使用可能とするが、使用する際はＡ４サイズに折りたたむこと。

※企画提案書に記載する内容については、仕様書を踏まえ次のとおりとする。

(ｱ) 広島県内で開催される就職ガイダンスへの出展支援
（対面方式を原則とする）

(ｲ) 大卒新卒等の採用活動に関する支援

(ｳ) (ｲ)の実施にあたる具体的な内容

(ｴ) 本業務の実施体制及び実施担当者の類似業務実績等

(ｵ) 本業務の実施スケジュール

(ｶ) 参加企業の費用負担

５　質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合には、質問書（様式第４号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「三原市ＵＩＪターン人材獲得支援業務（都市圏からの人材呼び戻し事業）に関する質問」とし、送信すること。受信確認のため、質問を提出した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和６年９月 20 日（金）12 時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、三原市ホームページに掲載する。

６　審査方法及び基準

(1) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションとする。選定は、市職員及び関係団体で構成する「「都市圏からの人材呼び戻し事業」業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。)」において行う。

ア　プレゼンテーションは対面により、提出した企画提案書を制限時間内に説明する。ただし、社会情勢等を鑑みオンラインで実施する場合がある。

イ　持ち時間は１者 30 分以内とし、20 分の企画提案と 10 分の質疑の時間を設ける。

ウ　出席者は、１者２人までとする。

エ　パソコンを使用する場合、プロジェクター及びスクリーン又はモニターについては、市が用意する。ただし、パソコンや接続ケーブル等の必要な機器については持参すること。

オ　日時及び会場については次のとおりとする。（変更となる場合がある。）

日時：令和６年10月２日（水）10時00分から

会場：三原市役所６階　会議室601・602

なお、当日の集合時間及び集合場所については、別途通知する。

(2) 審査基準等

別表の審査基準に基づき採点し、最も点数の高かった提案者を優先契約交渉事業者として選定する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に高い者と交渉を行う。

(3) 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

ア　最低基準点は、選定委員会の委員による全員の合計点の６割以上とする。

イ　最低基準点を下回る提案事業者については、受託候補者としない。

ウ　提案者が１社のみの場合でも審査は実施する。

(4) 結果通知

選定結果については、全ての参加者に書面及び市のホームページにて通知する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

## 第３　契約に関する事項

### １　契約

(1) 契約方法

三原市と優先契約交渉事業者で、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の委託契約を、随意契約により締結する。

(2) その他

特別な事情が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託条件等を変更できることとする。

### ２　報告書

受託事業者は、委託事業が完了した際は、報告書を遅滞なく提出することとし、事業の効果・分析等も併せて三原市に報告する。

## 第４　その他の取扱いについて

１　企画提案に関する費用は、全て提案者が負担する。

２　提出書類の返却は行わない。

３　提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。

４　公募開始後は、商工振興課のほか、関係部局への営業活動を禁止する。
５　提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
６　提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
７　本業務により配信される映像等データの著作権は、三原市に帰属するものとする。
８　提出された企画提案書等については、著作権法（昭和４５年５月６日法律第４８号）第１８条第３項第３号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成１７年３月２２日条例第１２号）に基づき公開する。

第５　書類等提出及び問合せ先

三原市経済部商工振興課

住　所：〒723-8601　広島県三原市港町三丁目５番１号
電　話：0848-67-6013（直通）　FAX：0848-64-4103
E-mail：shoko@city.mihara.hiroshima.jp

別表　審査基準

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>審査基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">業務内容</td><td rowspan="2">広島県内で開催される就職ガイダンス（対面方式）への出展支援</td><td>より多くの就職希望者と接触する機会が得られるか。</td><td>20 点</td></tr>
<tr><td>より多くの企業が参加できるか。（開催回数や出展枠数）</td><td>20 点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大卒新卒等の採用活動に関する支援</td><td>参加企業への採用活動に関する支援内容は十分なものか。</td><td>10 点</td></tr>
<tr><td>支援内容は、参加企業の採用活動に個別・具体的に寄り添ったものであるか。</td><td>20 点</td></tr>
<tr><td>企業が参加しやすいよう柔軟な実施方法であるか。</td><td>10 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務実施体制及び<br>類似業務実績</td><td>業務遂行に当たり、十分な体制であるか。また、類似業務の実績等は十分であるか。</td><td>5 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加企業の費用負担</td><td>参加企業の費用負担について、適当なものであるか。</td><td>5 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">経費</td><td>全提案者の最低価格÷当該提案者の提案価格×10 点（小数点以下第 3 位を四捨五入）※予算額を超えた提案は 0 点とする。</td><td>10 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>100 点</td></tr>
</table>